

保護者の皆様へ

※これは就学支援金とは違う給付のお知らせです (公立高等学校等用)

令和3年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について

本制度は、**高校生等がいる低所得世帯(生活保護受給世帯また県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯)**を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

1 対象者および給付額

裏面(対象確認シート)を必ずご確認ください。

2 提出期限

令和3年9月13日(月)必着

※家庭の事情により、早期支給をご希望される場合はご相談ください。

3 提出書類

① 申請書

② 保護者等の個人番号カードの写し等 または 所得課税証明書等 (注)生活保護(生業扶助)受給世帯は生業扶助受給証明書 ※1)

個人番号カードの写し等:公立高等学校等就学支援金で同様の書類をすでに提出している場合は
本申請での個人番号カード提出を省略できます。

個人番号カードの写し等を提出する場合は、税申告が必要です。未申告の方は申告を行ってください。

所得課税証明書等:令和3年度の(所得)課税証明書・非課税証明書・特別徴収税の決定・変更通知書
住民税の納税通知書

※1 生活保護(生業扶助)を受けられている場合は裏面に記載の担当までご連絡ください。

③ その他 家庭状況に応じて必要な書類

15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合
・健康保険証の写し(国民健康保険の場合は扶養申立書)

※兄弟姉妹が複数人いる場合は1名のみ

※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください

4 個人番号カード等の取扱いについて

岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号カード等を使用し道府県民税所得割額および市町村民税所得割額を確認します。なお、公立高等学校等就学支援金ですでに個人番号カード等を提出している場合は当該個人番号カード等により確認することが可能です。

5 給付金の支給決定について

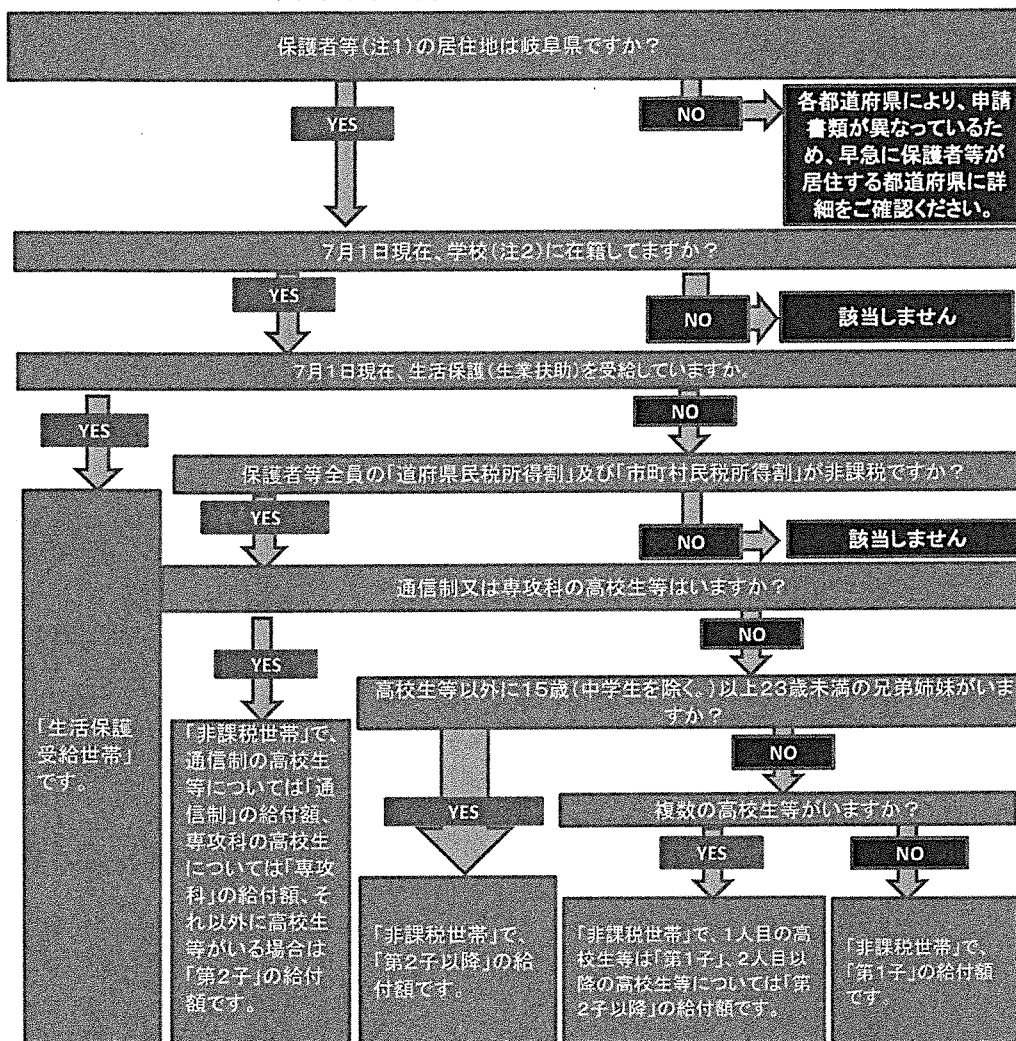
支給決定通知は、郵送にて申請者(保護者等)へお知らせいたします。

6 給付金の支給

12月初旬までに、申請者(保護者等)名義の預金口座(学校諸費引落口座)に振り込みます。(学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合・早期支給を希望する場合はご相談ください。)

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

公立高等学校等奨学給付金 対象確認シート



給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円	48,500円
非課税世帯(第1子)	110,100円	48,500円	
非課税世帯(第2子以降)	141,700円		

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 条件によっては対象とならない場合があります。また、特別支援学校の高等部は対象外です。

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金………授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。
 岐阜県の奨学金……授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。
 奨学給付金………授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

申請書類提出先・お問い合わせ先

岐阜県立斐太高等学校 TEL0577-32-0075 (担当: 曾根)
 〒506-0807 岐阜県高山市三福寺町736番地

【対象となる高校生等について】

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【扶養親族等の状況について】

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（保険証の写し等）を添付してください。

【保護者等の収入の状況について】

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、県給付金の支給を受ける年度の7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。（家計急変申請の場合は不要です。）
- ハ (2)①に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の証明書類を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
- (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【同意事項】

- イ 高等学校等就学支援金で提出している証明書類で確認されることに同意しない場合は、新たに証明書類を提出する必要があります。
- ロ 振込口座を別途指定する場合は、口座振替依頼書（様式5）を提出してください。
- ハ 証明書類として、個人番号カードの写し等を提出した場合、当該個人番号を使用し地方税関係情報を取得することに同意される場合はチェックを記入してください。なお、提出された個人番号カードの写し等は岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続きを処理するために限り使用します。
- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

(この用紙は提出不要です。)

提出書類確認表

申請にあたり下記の証明書類を提出してください。

高等学校等奨学給付金の申請には次の証明書類が必要となります。書類が不足しますと正確な審査ができませんので『チェック欄』を利用して不足書類のないよう申請してください。
なお、以下の提出しなければいけない証明書類のうち、**所得課税証明書等又は個人番号カードの写し等については、「高等学校等就学支援金」の申請・届出において岐阜県内の公立高等学校に提出している証明書類により確認されることに同意があれば、提出を省略することができます。**ただし、所得課税証明書等の場合、「高等学校等就学支援金」の申請・届出において提出していない配偶者（控除対象配偶者）の課税証明書等の提出は必要です。

●世帯区分1

生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯の場合

チェック

- ① 生業扶助受給証明書（原本）
（斐太高校事務担当までご連絡ください）

...

●世帯区分2

保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯の場合

- ① 保護者全員の「個人番号カードの写し等（添付台紙に貼り付けた状態のもの）」、令和3年度「課税証明書」、「非課税証明書」、「特別徴収税額の決定・変更通知書」、「住民税の納税通知書」（各写し可）**※マイナンバー提出済みであれば省略可**

...

●世帯区分3

保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯のうち、令和2年7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の場合

- ① 保護者全員の「個人番号カードの写し等（添付台紙に貼り付けた状態のもの）」、令和3年度「課税証明書」、「非課税証明書」、「特別徴収税額の決定・変更通知書」、「住民税の納税通知書」（各写し可）**※マイナンバー提出済みであれば省略可**

...

- ② 兄弟姉妹の扶養の状況が確認できる、次のア又はイのどちらかの書類（複数いる場合は1名分のみ提出）

- ア 兄弟姉妹の健康保険証が社会保険であり被保険者が保護者である場合は、保険証の写し（国民健康保険証は不可）
※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。
- イ 上記アによって扶養されていることが確認できない場合は、扶養申立書（様式2）

...

...

（ア
は
イ）
合
は
な
い
場
合

※ 審査にあたり、別途証明書類を依頼することがありますので、ご承知ください。

岐阜県知事 様

岐阜県公立高等学校等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください **※必須項目**

必ず4項目すべてに
レ印を付けて下さい。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、岐阜県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は、岐阜県以外の都道府県に奨学給付金の申請を行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

岐阜県公立高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒500-8570	ふりがな	ぎふ たろう
	岐阜市藪田南2-1-1	申請者氏名	岐阜 太郎
高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 選権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（ ）		

【対象となる高校生等について】（対象となる高校生等ごとに申請書を作成してください。）

ふりがな	ぎふ じろう	生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
氏名	岐阜 次郎		
在学する学校	学校名	岐阜県立斐太高等学校	
	学校の名称等 (右の番号を記入)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ① 高等学校(全日制) ② 高等学校(定時制) ③ 高等学校(通信制) ④ 高等学校(専攻科) ⑤ 中等教育学校(後期課程) ⑥ 中等教育学校(専攻科) ⑦ 高等専門学校(1~3学年) ⑧ 専修学校(高等課程)昼間学科 ⑨ 専修学校(一般課程)昼間学科 ⑩ 専修学校(高等課程)夜間等学科 ⑪ 専修学校(一般課程)夜間等学科 ⑫ 専修学校(高等課程)通信制学科 ⑬ 専修学校(一般課程)通信制学科 ⑭ 各種学校(外国人学校) ⑮ 各種学校(その他)	
	学校の所在地	岐阜 都道府県 市区町丁目	
	在学期間	令和〇年4月1日	学年・組・番
上記在学校以外の過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	学校の種類等(上記番号を記入) 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名	立	学校の種類等(上記番号を記入) 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

※県給付金の支給を受ける年度の7月1日現在において、上記に記入した高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、該当者をすべて記入してください。
※他の高校に在学している兄弟姉妹も記入してください。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	今年度の給付金の申請の有無	課程	備考
	姉	岐阜 結美	H12.7.3	▲▲大学3年	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制、専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
	兄	岐阜 一郎	H16.8.3	●●高校2年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制、専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制、専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制、専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ点を付けてください。）

（１）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出する。

生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているが、就学支援金申請時にマイナンバーを提出されている方はチェックのみお願いします。下記に同意があればマイナンバー提出の必要はありません。

（２）次の者の証明書類を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）２名分
		親権者１名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
②	<input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が１名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の <u>証明書類</u> を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（３）次の理由により、証明書類を提出しません。

○所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※（２）及び（３）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

私の世帯は、７月１日現在、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助を受給していません。

【同意事項】

以下の内容に同意する場合は、□にレ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	提出する証明書類のうち、「高等学校就学支援金」の申請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出している証明書類により確認されることに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	証明書類として個人番号カードの写し等を提出した場合、岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号を使用し地方税関係情報を取得することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	高等学校等奨学給付金の受領口座について、学校に届け出済みの、授業料等・学校諸費支払に使用する金融機関等口座を使用することに同意します。

様式2

令和〇年〇月〇日

岐阜県知事 様

扶養申立書

私が主として 岐阜 鮎美 を扶養していることを申し立てます。

※15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記入してください。

扶養者住所	〒500-8570	ふりがな	ぎふ たろう
	岐阜市藪田南2-1-1	扶養者氏名	岐阜 太郎

※保護者（父・母等）の住所・氏名を記入してください。

上記のとおり、事実に相違がないことを証明します。

申請者住所	〒500-8570	ふりがな	ぎふ たろう
	岐阜市藪田南2-1-1	申請者氏名 (保護者) (自署)	岐阜 太郎
※扶養者と同一人の場合も必ず記入してください。		ふりがな	ぎふ じろう
		生徒氏名	岐阜 次郎